船舶法施行細則の一部改正について

平成20年10月 海事局検査測度課

1. 改正の背景

総トン数20トン以上の日本船舶(以下「日本船舶」という。)の所有者は、船舶法(明治32年法律第46号)第5条に基づき船舶原簿に登録を行わなければならないが、その登録の際には申請書に、登記事項を証明する書類として、船舶登記令(平成17年政令第11号。以下「船舶令」という。)第33条に基づき交付される登記簿謄本を添付することとなっている。

今般、船舶登記簿が紙から磁気ディスクをもって調製された登記簿(以下「コンピュータ化」という。)に変更され、登記簿謄本に代わり登記事項証明書が交付されること等を内容とする船舶令の改正が行われることとなった。

これに伴い、日本船舶の登録申請に必要な添付書類を登記簿謄本から登記事項証明書とすること等の改正が必要であり、船舶法施行細則の一部を改正するものである。

2. 改正の概要

(1) 新たに日本船舶の登録申請を行う場合に必要な添付書類を登記簿謄本から登記 事項証明書へ改める。(第17条関係)

ただし、船舶登記事務がコンピュータ化して行う登記所として指定を受けていない登記所が交付した登記簿謄本は従前のとおり添付書類とすることができる。

(2) 日本船舶の所有者の変更登録申請を行う場合に必要な添付書類を登記簿謄本、 抄本又は登記済証から登記事項証明書へ改める。(第25条第1項関係)

ただし、船舶登記事務がコンピュータ化して行う登記所として指定を受けていない登記所等が交付した登記簿謄本、抄本又は登記済証は従前のとおり添付書類とすることができる。

3.スケジュール(予定)

公布:平成20年11月中旬

施行:平成20年11月30日